

次期三役セミナー

一会計編一

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区

はじめに

現在我国に於いては、様々な多くの各種団体が存在している。地域の人々の集まりの町内会、卒業生の集まりの同窓会、趣味の集まりの同好会、後援会、クラブ、研究会等々の任意団体と言われるものから、営利を目的とする株式会社等、営利を目的としない一般社団法人、又その中で公益性のある公益法人、更に特定非営利活動法人(NPO法人)等法人格を兼ね備えたものまで、正に多種多様である。しかしながら、任意団体といってもその個々の団体を少し詳細に見てみますと、その団体が

①団体としての組織体を持っている

②多数決により団体としての意思決定が行われている

③構成員(会員)の変更(入、退会)にも拘わらず、団体そのものが存続している

というように、法人格を持った組織団体と同じように社会的存在のものもある。この様な団体は[権利能力なき社団]或は[人格なき社団]と呼ばれている。この様にみますと、我々の属しているライオンズクラブは任意団体ではありますが、この[権利能力なき社団]という範疇に入ってきます。もともと任意団体には第3者との関係を規制する明文化した法律は無い。[権利能力なき社団]となると、その活動の段階で外部との関係で法人と同様に法律の適用を考えなければならないことも出てくる。例えば会計について言えば、公益法人会計の会計基準を準用し、作成、報告することにより、関係者により明瞭、正確に開示できることとなる。従って現今の社会情勢等を考えますと、ライオンズクラブの法人化ということは将来的には議論に上ってきましようが、この三役セミナーに於いては単一クラブのクラブ会計ということが主題となりますので、ライオンズクラブ特有の会計処理のポイントと若干の税務実務上の留意点を述べて参りたいと思います。

凡例

国則----- 国際会則

所基通----- 所得税基本通達

国付則--- 国際付則

消通----- 消費税法取扱通達

C則----- クラブ会則

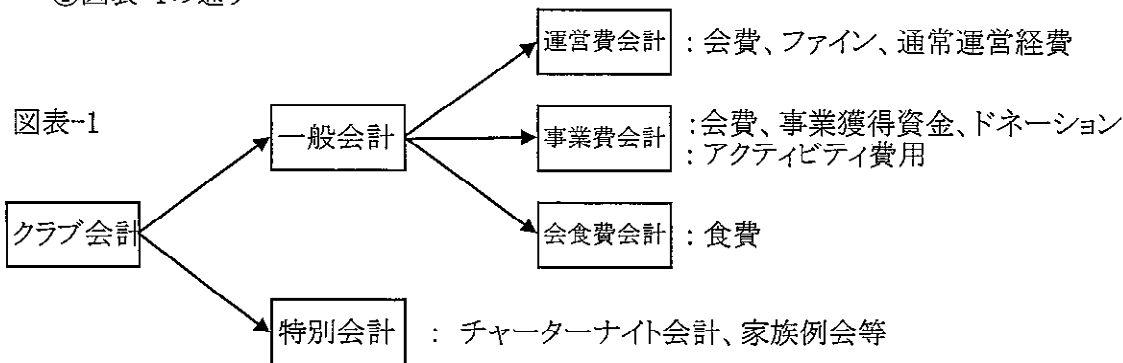
C付則--- クラブ付則

(例) 国則9-2-(f)-(1) の 表示は 国際会則第9条2項(f)(1)を示しています

I クラブ会計事務の原則

1. クラブ会計の構成

① 図表-1の通り



2. クラブ会計の原則

- ① 事業資金は事業資金獲得活動により調達するのが望ましい。従ってその資金を運営費等に流用することは厳禁
- ② 運営費はクラブ運営のみに使用すべきだが、余裕ある場合は事業費に流用は可能
- ③ アクティビティに対する支出は例会の承認が必要(C則8-3-(a))
- ④ 全ての支出は理事会の要承認(C則8-3-(b))
- ⑤ 運営資金と事業資金の峻別して管理(C則8-3-(g))
- ⑥ 複式簿記により収支を整然かつ明確に計算する

II 運営費会計

1. 運営予算

(1) 予算案の作成

- ① 予算案は財務委員会(=会計)が作成し、理事会承認後、例会にて要承認
- ② 作成に当たっては、当該クラブの財政状態、前年実績を勘案し、活動計画に基づき立案
- ③ 予算の雛形は、付表22を参考
- ④ 会計年度は7月1日より翌年6月30日
- ⑤ 諸大会への代議員派遣経費を確保しておく(C則9-1,2)

(2) 運営予算の執行

- ① 運営予算に基づき、厳格に実行
- ② 科目間の流用は柔軟に対応する

2. 収入

(1) クラブ会費の額

- ① 図表-2の諸会費にクラブ運営に要する経費を加算し、クラブ年会費とする(C付則6-2)

(2) クラブ会費の徴収

- ① 会費請求者は幹事であり、会計は幹事より会費を受領(C付則3-4(5))
- ② 新入会員の会費は、入会月を含む未経過月分を入会日に徴収
- ③ 退会者の既納未経過分会費返戻は、クラブ会則による。が国際会費は返戻されない

(3) 入会金

- ① 新、再入会員、転籍会員よりクラブ入会金及び国際協会入会金の徴収
但し、退会1年以内の再入会及び転籍会員の入会金は、その間の国際会費が完納されていれば、免除される。クラブ入会金はクラブ内規による
- ② 法人の代表者としての会員の交替は国際協会、複合地区及び準地区では通常の入退会と見なされるが、クラブとしてのそれは内規による

(4)ファイン

- ①テール・ツイスターより受領する(C付則3-8)
②運営費に入金する

(5)その他の収入

- ①受取利息、物品販売等々の雑収入

3.支出

(1)国際協会入会金

- ①国際本部よりの請求書の到達次第、図表-2記載の金額を遅滞なく納付する

図表-2

11-12年度 諸会費一覧表

平成23年5月現在

		正会員	家族会員 2人目以降	終身会員	不在会員 優待会員	名誉会員 賛助会員	準会員	備考
国際会費 半期分 (単位ドル)	入会金	25	—	—	—	—	—	入会時のみ
	国際会費	16.875	8.4375	—	16.875	16.875	—	
	国際大会費	0.25	0.125	—	0.25	0.25	—	
	ライオン誌 購読料	2.375	1.1875	—	2.375	2.375	—	
	合計	19.5	9.75	申請時に \$500前納	19.5	19.5	—	
複合 地区会費 月額(円)	地区会費	180	90	180	180	180	—	
	大会費	50	25	50	50	50	—	
	合計	230	115	230	230	230	—	6/10決定 予定
A地区 会費 月額(円)	地区会費	480	240	480	480	480	—	他にクラブ負 担2000円/月
	特別運営費	200	100	200	200	200	—	
	大会費	100	—	100	100	100	—	
	特別大会費	50	—	50	50	50	—	
	合計	830	340	830	830	830	—	
ライオン誌 月額(円)	負担金	50	—	50	50	50	—	
	送料	60	—	60	60	60	—	個人発送時 クラブ実費
	合計	110	—	110	110	110	—	

2012年オセアルフォーラム拠出金は別途

(2)負担金及び拠出金

①負担金等の額

図表-2参照(国付則12-2(a)、11-7)(国則9)、(C付則1-1(5)、6-2)

②納入方法等

図表-3参照 会計は図表-2記載の各種会費を図表-3により、納入(C付則6-2)

図表-3 会費等の納入方法

	請求者	請求方法	納付方法	納付期限	退会者への 返金
国際会費	国際協会	各クラブ6月末、12月末 の会員数を基に前納	銀行振込 みずほ・第5集中支店	毎月21日 を要請	否(注1)
複合 地区会費	日本ライオンズ連絡事務所	同上	銀行振込 みずほ・京橋	請求書受領 後速やかに	有
330-A 地区会費	日本ライオンズ連絡事務所	同上	銀行振込 みずほ・新宿西口支店	同上	有
ライオン誌	ライオン誌日本語版 事務所	同上	銀行振込 みずほ・築地支店他	同上	有

(注1) 半期末の場合返金有の時ある

③国際会費滞納した場合の処分 — サスペンション(停止処分)

(イ)第一段階

(a)会員一人当たり\$20、又は(b)クラブ当り\$1,000の何れか低い額を上回り
且つ、滞納期間が120日を超過している場合



ライオンズクラブとしての権利行使等の停止

(ロ)第二段階

上記停止処分～翌月28日までに未納金の精算が無い場合



当該クラブは自動的に解散

Ⅲ 事業費会計

(1)事業予算の作成

- ①アクティビティ計画決定後、予算を準備
- ②事業予算は資金獲得事業により賄うのが望ましい
- ③事業実施には資金は手元に実額が必要で、見込額であってはならない

(2)事業資金の調達方法

- ①事業収益：クラブ主催の観劇会、バザー等からの純益金
- ②ドネーション：会員が自発的に行う寄付
- ③会員拠出金：全会員から平等に拠出された資金
- ④賛助金：会員以外からの賛助により贈与された金品
- ⑤物品販売益：通常運営費会計に計上だが、事業資金に計上も可
- ⑥会食費剰余金

(3)決算及び剰余金の処分

- ①アクティビティ終了後事業委員長は決算を行い、剰余金は理事会経由会計へ

Ⅳ 会食費会計

(1)会食費の額とその徴収

- ①会食費は実費を旨とし、会費と共に前納
- ②例会欠席者の会食費は返戻されない。がメーキャップした場合、理事会決議により欠席者に返戻出来るが、会食費の剰余金がクラブ財政に大きく係わることから、慎重に対処すべきで
- ③退会者の未経過分の返戻は内規による

(2)剰余金の処分

- ①会食費の剰余金は繰越せず運営費、事業費及び特別会計のいずれに振替ても可

Ⅴ 特別会計

(1)特別会計の予算の作成

①チャーター・ナイト記念会、年次会合等の会計は特別会計とし、予算案を作成

(2)特別会の会費徴収

①会費徴収は原則出席者のみから行う

(3)決算及び剰余金の処分

①特別会終了後当該会計担当者は決算を行い、理事会の承認後剰余金は運営費又は事業費会計へ振替える

②欠損の場合、特別負担金の徴収等の処理をする

VI 会計実務

(1)クラブ資金の管理

①預金取引銀行の指定(C則8-3-(e))

②資金を使用目的により、定期預金、普通預金等に振り分け、受取利息の増収を図る

③運営資金と事業資金を別個に管理する(C則8-3-(j))

④預金通帳、印鑑並びにキャッシュカードの分離保管

⑤銀行預金に際しては、ペイオフ制度(注2)を考慮する

(注2) 平成17年度より実施されている。金融機関が破綻した場合、1000万円までは元本とその利息は保証するが、超過額は破綻金融機関の精算配当に応じて支払われる

(2)各種収入及び支出の処理

①会計は受け取った全ての金銭を銀行に預金する(C付則3-5-(1))

②会計は理事会の承認によってのみ行う(C付則3-5-(2))

③会計は収入支出とも原則銀行口座を通す

(3)帳簿等の保管

①会計は収入支出の記録を保管することから(C付則3-5-(3))

金銭出納帳、銀行取引出納簿、入出金伝票を保管

(4)物品購入

(イ)公式クラブ用品

①国際協会は公式クラブ用品はクラブ幹事からの請求により、ライオンズクラブのみに販売

②注文は所定の購入申込書により、ライオンズクラブ国際協会日本事務所(注3)へ行い、支払は国際会費納入と同じ

(注3) ライオンズクラブ国際協会日本事務所の任務は次の通り

- ・公式クラブ用品の取り扱い
- ・国際会費、LCIF寄付金等国际本部への振込金管理、同本部指示の国内経費の支払
- ・ライオンズの名称、マークの登録、統制に関する業務

(ロ)日本ライオンズ連絡事務所(注4)

①ライオンズ必携等の印刷物を扱う

②注文は地区キャビネット事務局でとりまとめて行う

(注4) 日本ライオンズ連絡事務所の任務は次の通り

各複合地区共有・共同事務所として、各複合地区に共通する事務の処理

(ハ)公認指定業者

①国際協会承認の公認指定業者よりの購入は直接当該業者と商取引する

(5)その他の実務

①国際協会への会費等の滞納が無いこと

②国際協会からの会費等の返戻や過誤納入による返戻金は、次請求の際差し引き精算される

③誤請求を受けた場合、国際本部又は日本事務所へ理由を付して申し出

④国際会費請求書の到着遅延の場合、キャビネット事務局へ申し出(理由は不要)

(6)小払仮渡金制度

- ①小口現金制度であり、会計の責任において行う

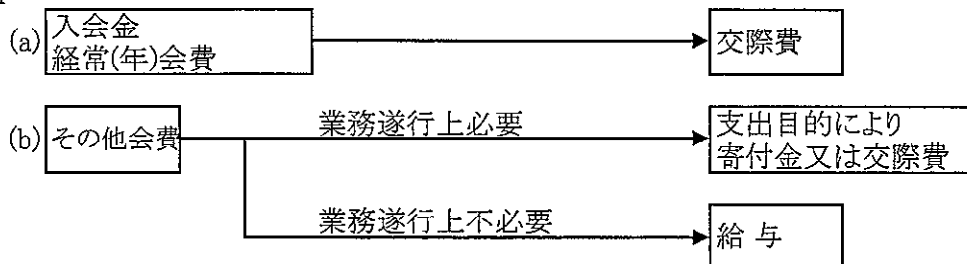
(7)税法に関する事項

(イ)法人税法上の取り扱い

- ①ライオンズクラブの会費及び入会金の取り扱い

法基通(9-7-15の2) 国税庁長官通達(2-15)により、図表-4の通り

図表-4



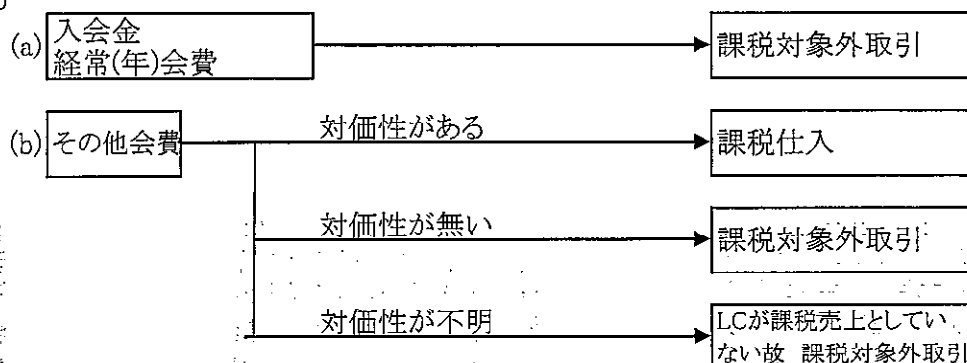
(ロ)所得税法上の取り扱い

- ①個人事業者の会費及び入会金については、必要経費とは認められない

(ハ)消費税の取り扱い

- ①クラブとして会費等の収入は非課税であるが、各種チャリティの売上は課税される。が年間課税売上高が1,000万円以下は免税となる
②会員の支払った会費等の取扱いは、消通(5-5-3,4)より図表-5の通り

図表-5



(ニ)印紙税の取り扱い

- ①印紙税法第5条別表第1第17号非課税物件2番(営業に関しない受取書)により不要

(8)担保の提供及び報酬
省略

VII 報告

(1)国際協会及び地区関係

- ①会計は国際協会等への財務報告書の報告は不要

(2)クラブ

- ①会計は毎月財務および収支報告を理事会へ、クラブへは四半期ごとに報告する

VII報告

(3)報告計算書類

- ①会計は中間決算(12月末)に於いては(a)~(c)、年度末決算(6月末)に於いては(a)~(d)を提出する

- (a) 貸借対照表
- (b) 収支計算書
- (c) 財産目録

②収支計算書は運営費会計、事業費会計、会食費会計各々個別に作成

VIII 監査

(1)監査

- ①理事会は年1回または同会の判断により必要と認めたときは随時監査を受ける
- ②12月末及び6月末の財政報告には監査結果の意見を付す
- ③会計は監査に際し、銀行残高証明書を用意

IX 決算、剰余金処分及び引継ぎ

(1)決算

- ①会計はVII(3)①記載の各書類を作成し、監査終了後前年度理事会に提出
- ②前年度理事会は承認後例会に承認を求める

(2)剰余金処分

- ①会食費会計の剰余金 → 繰越せず運営費、事業費とする
- ②事業費会計の剰余金 → 次年度事業費会計繰越又は事業費積立金とする
- ③運営費会計の剰余金 → 次年度運営費会計繰越、多額の場合は次年度会費の改正を検討する。

(3)引継ぎ

- ①会計は速やかにその保管する現金、預金通帳、印鑑、キャッシュカードその他一切の帳簿書類を新会計へ引き継ぐ
- ②引継ぎ前に当座の運営費を賄うため、新年度理事会(会計)へ前渡金する
- ③旧帳簿書類の保管期間は税法上7年間である

X 新規結成されたクラブの会計事務 省略

《参考文献》

- ・『ライオンズ必携』 2010-2011 (日本ライオンズ連絡事務所)
- ・『ライオンズクラブ役員必携』 2011-2012 (日本ライオンズ連絡事務所)
- ・山本守之編『法人税申告実務全書』 (日本実業出版)
- ・釜井英法編『任意団体の実務』 (新日本法規)
- ・都井清史著『新公益法人会計基準』 (税務研究会出版局)